

第 10 回

水上村農業委員会総会

議 事 録

令和8年（2026）10月9日

水上村農業委員会

第 10 回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和 8（2026 年）10 月 9 日第 10 回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。（9 名）

席番号	氏 名	席番号	氏 名
1	松田 一洋	7	西本 美帆
2	尾前 重徳	8	椎葉 仁吏
4	山本 広樹	11	高橋 秀喜
5	内田 真治	12	小川 純子
6	那須 利八		

1. 欠席委員は次のとおりである。（3 名）

席番号	氏 名
3	椎葉 万紀
9	五家 一久
10	川原 隆治

1. 関係者の出席を求めたもの。
農業委員会事務局長 立尾 一貴

1. 本会議の書記は次のとおりである。
農業委員会事務局長 立尾 一貴

1. 会議議案は次のとおりである。
議案第 23 号 農用地利用集積等促進計画について
議案第 24 号 非農地証明の交付申請について

報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書

第 10 回水上村農業委員会総会議題

日 時：令和 8 年 10 月 9 日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局 ご起立ください。よろしくお願いします。ご着席ください。

続きまして尾前会長よりご挨拶をいただきたいと思いますので
でよろしく願いいたします。

(会長挨拶)

事務局 尾前会長ありがとうございました。
それでは会長、総会の進行をよろしくお願いいたします。

議長 では、ただ今から令和 8 年第 10 回農業委員会総会を開会いた
たします。

椎葉委員、五家・川原推進委員から欠席届が出ております
ので、お知らせします。

議事録署名委員を指名します。

1 番松田委員、4 番山本委員にお願いします。

さっそく議事に入ります。

議案第 23 号 農地利用集積等促進計画についてを上程いた
します。

まず、番号 1 を審議いたしますが、那須・内田委員が当事者
となられておりますので、農業委員会等に関する法律第 31
条に規定されている議事参与の制限により、当該議案の審議
開始から審議終了まで退席をお願いします。関係議案終了後
に入室、着席していただきます。

議長

(那須・内田 委員退出)

事務局より説明をお願いします。

事務局

説明します。2 ページをご覧ください。

番号の1です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

申請地は、岩野字高瀬 にある農地5筆になります。

前回岩野の農地パトロールでも見てもらった現場です。

地目は、台帳及び現況とも田・畑で、面積は合計1,575 m²です。

場所については、3 ページの赤枠部分をご覧ください。岩野字高瀬に位置します。農地パトロールの岩野現地です

2 ページにお戻りください。

申請理由は使用貸借権の新規設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は野菜、 賃借料は 0円です。

以上のとおりであります。別冊の「農地法関係法令集」をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に、農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くとともに、農地中間管理権の設定又は農作業の委託を受ける土地が地域計画の区域内の土地であるときにあってはその定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められるかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときにあっては利害関係人の意見を聴かなければな

事務局

らないとあり、さらに、

第 11 項には、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる」とあり、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画を許可するにあたり、所有権移転が適切であるかの意見集約をする必要があります。

農業委員会から促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構は都道府県知事の認可を経て、農用地利用集積等促進計画の設定を行います。

参考として、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画の許可をする基準である同法第 18 条第 5 項も同じページに載せていますので、ご覧ください。

説明は、以上になります。

議長

ありがとうございます。

ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

（意見なし）

許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議案第 23 号、番号 1 については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

内田委員　のみ入室・着席を許可します。

（入室・着席）

内田　委員に申し上げます。議案第 23 号、番号 1　につい

ては、適切であると決定したことを報告します。
続いて、番号２に移ります。

事務局

説明します。２ページをご覧ください。
番号の２です。
借受人、貸付人は資料のとおりです。
申請地は、岩野字高瀬 にある農地２筆になります。
地目は、台帳及び現況とも田・畑で、面積は合計 1,731 m²です。場所については、３ページの 黄緑枠部分をご覧ください。岩野字高瀬 に位置します。
２ページにお戻りください。
申請理由は使用貸借権の新規設定で、契約期間は５年です。
経営面積は表示のとおりです。
利用目的は 野菜、 賃借料は ０円です。

議長

ありがとうございます。
ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

（意見なし）

許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議案第２３号、番号２については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。
那須 委員の 入室・着席を許可します。

（入室・着席）

那須委員に申し上げます。議案第２３号、番号１・番号２については、適切であると決定したことを報告します。

議長

続いて、番号３に移ります。

高橋 推進委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条に規定されている議事参与の制限により、当該議案の審議開始から審議終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（高橋 推進委員退出）

事務局より説明をお願いします。

事務局

説明します。 ２ページをご覧ください。

番号の３です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

申請地は、岩野字 覚井 にある農地 ４筆になります。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計 2,130 ㎡です。

場所については、４ページの赤枠部分をご覧ください。岩野字覚井、公営住宅 岩野覚井団地の北に位置します。

２ページにお戻りください。

申請理由は使用貸借権の新規設定で、契約期間は５年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻 、 賃借料は ０円です。借受人、貸付人は資料のとおりです。

以上のとおりであります。農地法関係法令集の３ページ目をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項に、農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くとともに、農地中間管理権の設定又は農作業の委託を受ける土地が地域計画の区域内の土

事務局

地であるときにあってはその定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められるかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときにあっては利害関係人の意見を聴かなければならないとあり、さらに、

第１１項には、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる

とあり、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画を許可するにあたり、賃貸借設定が適切であるかの意見集約をする必要があります。

農業委員会から促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構は都道府県知事の認可を経て、農用地利用集積等促進計画の設定を行います。

参考として、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画の許可をする基準である同法第１８条第５項も同じページに載せていますので、ご覧ください。

説明は、以上になります。

議長

ありがとうございます。

ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

（意見なし）

許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議案第２３号、番号３については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

高橋 推進委員の入室・着席を許可します。

(入室・着席)

議長

高橋 推進委員に申し上げます。議案第23号、番号3については、適切であると決定したことを報告いたします。

続いて、番号4に移ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局

次に、番号の4です。 5ページをご覧ください。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

申請地は、湯山字 下宮原にある農地1筆となります。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は1,300 m²です。

場所については、 6ページの 赤枠部分をご覧ください。

湯山川 烏鳥橋の 西 に位置します。

5ページにお戻りください。

申請理由は使用貸借権の更新で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、 賃借料は 0円です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

続きまして、5ページをご覧ください。

番号の5です。

譲渡人、譲受人は資料のとおりです。

岩野字前田にある農地1筆です。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は1,932 m²です。

場所については、7ページの赤枠部分をご覧ください。旧岩野小学校の東に位置します。

5ページにお戻りください。

申請理由は 農業公社を通した 農地の売買です。

事務局

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻です。

10a あたりの単価についてですが、10a 当たり 336,600 円で、総額が 650,311 円となります。

以上のとおりであります。農地法関係法令集の 3 ページ目をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項に、農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くとともに、農地中間管理権の設定又は農作業の委託を受ける土地が地域計画の区域内の土地であるときにあってはその定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められるかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときにあっては利害関係人の意見を聴かなければならないとあり、さらに、

第 11 項には、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる

とあり、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画を許可するにあたり、賃貸借設定が適切であるかの意見集約をする必要があります。

農業委員会から促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構は都道府県知事の認可を経て、農用地利用集積等促進計画の設定を行います。

参考として、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画の許可をする基準である同法第 18 条第 5 項も同じページに載せていますので、ご覧ください。

説明は、以上になります。

議長

ありがとうございます。

ただいまから、議案第23号、番号4号、番号5号の
質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願いま
す。質問、意見等はございませんか。

（意見なし）

許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議案第23号、番号4号、番号5号については、全員賛成で
ございますので、許可と決定いたします。

続いて、議案第24号 非農地証明交付申請についてを上程
します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、説明いたします。

8ページをご覧ください。

番号の1です。

申請人は資料をご確認ください。

土地の所在は、岩野字 宮田にある土地1筆です。

位置につきましては 9ページをご覧ください。

岩野 公営住宅宮田団地の 南西 に位置します。

また、10ページには現地の写真を載せておりますので併せ
てご確認ください。

8ページにお戻りください。

台帳地目は田で現況は雑種地（道路）面積は合計99㎡です。

農地を転用した理由は、人為的に転用された土地であって、

今後は農地としての復元が困難であり、農地として利用される可能性のない土地である。
この非農地証明が申請されております。

事務局 ただし、現在の状況としては、申請地は筆界未定地であり、３０１２番と３０１３番を確認できない状態でございます。
熊本県に現地確認いただきましたところ、境界整理を完了し、３０１２番と３０１３番を確定させたところで筆界未定を解消する必要がある。それから４条なり、非農地証明なりになるのが良いだろうと助言をいただいております。以上です。（熊本県の回答）

議長 こちらにつきましては、那須委員と西本委員、事務局の３名で現地調査を行っておりますので、那須委員よりご報告をお願いいたします。

那須委員 報告いたします。
１０月８日、西本委員と事務局との３人で現地の調査を行いました。
現地は雑種地（道路）、非農地と判断してもよいかと思われます。ただし、申請地は、筆界未定地により現地を確認することができないと判断いたします。
以上、報告を終わります。

議長 只今の報告、事務局の説明について質問意見等ございますか

事務局 一応右田事務所から申請書が右田事務所を通して出している訳ですけれども、右田事務所からお尋ねがありましたので総会にまずかけて、総会の結果をお伝えしますという風に伝え

ております。県からそういう指導もいただいております旨伝えましたら、ではそれに対してまた4条なり筆界の確定なりを今から順番にやっていきますので、その際は宜しくお願いしますという風に右田事務所の方からは話っております。

議長 非農地として、許可する？

事務局 まずは3012番と3013番がかたまっておりませんので、それを周辺所有者と話し合われて線をひかれるという作業をされると思います。その後に4条か5条かを出されるのではないかなと考えております。ただし、中々地籍調査のときに隣接地で立ち会ったけれども、結局筆界未定地になってしまったものですから、今からその線が引けるのかどうか分からないという話は右田事務所の方はされておりましたが、一応県からそういう話でしたので、まずは3012番と3013番を線を引いてもらう。その後に農業委員会にまた申請があがってくるという形になると思いますので、今回は証明は出さずにそれを申請される方にお話したいと考えております。

議長 今の事務局の説明でご理解いただいたでしょうか。

那須委員 2回しないといけないですね・・・

事務局 何条で出してこられるか分からないので、まずかためられて、前の里坊のような感じで4条・・・

那須委員 4条か5条でできるんですね。

事務局	そうです。
那須委員	そしてもう 1 回非農地証明の申請を . . .
事務局	もう非農地証明はいらないです。 意見を出したのは県が見に来て許可出すか出さないかです。 県の判断になります。
那須委員	じゃあ、また県は見に来ないといけないのか。
事務局	県が見に来たのはこの案件ではなくて別件で来ていて、ここも一緒に見てもらったんです。 ここは別件ということでただ見てもらって意見をもらったただけですので、ここを見に来られた訳ではありません。
那須委員	八代振興局がまた来ないと . . .
事務局	4 条が出てくればですね。
議長	ですので、筆界未定地になってますので 非農地証明ではなくて、現状を申請者に報告をするということですね。
事務局	説明はしたいと思います。
議長	農業委員会としては、事務局が説明した通りに判断したいと思います。その判断で賛成の方は挙手願います。
	(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、農業委員会としては意見決定致します

議長 続いて、報告第１０号 農地法第３条の３第１項の規定による届出書の報告についてを上程します。
事務局よりお願いします。

事務局 説明します。
１１ページをご覧ください。
こちらは、相続による農地所有者の異動を届け出るために提出されました。
届出人や土地の所在は、岩野字 上楠にある 土地５筆です。 届出書でご確認ください。
位置につきましては、１２ページをご覧ください。岩野公民館の 北西に位置しております。
報告、説明は以上です。

ありがとうございます。
ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

ほかにご意見等がなければ、提案した議案は以上のとおりです。 第１０回農業委員会総会を閉会します。

(１４時 ０５分)

議長 この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するためにここに証明する。

議 長 尾前 重徳

署名委員 松田 一洋

署名委員 山本 広樹
